

日本行動分析学会実践賞規定

(2002年8月24日制定)

(2006年9月2日改訂)

第1条 目的

日本行動分析学会会則第3条に基づき、我が国における行動分析学を応用した優れた実践の普及を目的として日本行動分析学会実践賞を設ける。

第2条 選考対象

社会的な問題の解決のために行動分析学を活用し実績をあげている個人や組織を、会員・非会員を問わずに対象とする。実績を重視するが、萌芽的な実践も対象とする。

第3条 選考運営委員

審査に関わる業務を担当する選考運営委員および運営補佐員を常任理事会において定める。

第4条 選考委員

選考委員は常任理事が務める。

第5条 選考手続き

(1) 選考運営委員は、毎年、候補となる個人や組織を正会員より公募する。他薦・自薦共に可とするが、業績あるいは現在の実践の状況とこれからの活動計画を示す資料の提出を義務づける。

(2) 選考運営委員は、公募締切後の常任理事会において選考委員会を開催し、選考委員に推薦に関わる資料および候補者リストを提示する。

(3) 選考委員会における検討後、選考委員は候補者リストより一候補を選び、その場で無記名投票する。

(4) 開票は選考委員会において選考運営委員が厳正に行う。

(5) 得票が最上位の候補を受賞とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。

第6条 授賞

(1) 理事会は日本行動分析学会総会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

(2) 受賞者は日本行動分析学会年次大会において受賞講演を行うこととする。ただし受賞者が非会員で、受賞講演を辞退した場合にはこの限りではない。

細 則

- (1) 賞金額は一件5万円とする。同時受賞の場合にはこれを均等に分けるものとする。
- (2) 本規定は3年ごとに見直し、必要に応じて改訂する。
- (3) 選考対象に倫理的問題など受賞対象から除外すべき点が判明したさいには、選考委員による合議により、選考対象からはずしたり、授賞を中止したり、取り下げることがある。